

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号を記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成20年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランニングの6つのプロセスにおける、「ステップ3：顧客のファイナンス状態の分析と評価」において行われる次の業務のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 顧客が抱えるリスクについて整理して、必要な対策の検討をする。
2. 顧客のキャッシュフロー表を作成して、収支状況の分析をする。
3. 顧客の情報について、定性的な情報と定量的な情報に分類をする。
4. 顧客の保持している資産・負債内容について、そのバランス等を確認する。

問2

「金融商品仲介業制度」に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

金融商品仲介業者は、証券会社（金融商品取引業者）等から（ア）を受けて、有価証券の売買の媒介、有価証券の（イ）もしくは売出しの取扱いを行う。なお、顧客の口座の管理については（ウ）が行う。

<語群>

- | | | | | |
|-------|----------|-------------|-------|-------|
| 1. 預託 | 2. 証券会社等 | 3. 金融商品仲介業者 | 4. 委託 | 5. 一任 |
| 6. 募集 | 7. 引受け | | | |

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記<資料>のキャンペーン円定期預金に1,000万円を預け入れた（預け入れた資金は過去1年以内に受け取った退職金である）。3ヵ月後の受取金額（手取り）はいくらになるか。なお、計算に当たっての利息は日割りではなく月単位で計算することとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととし、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

<資料>

＝退職金 定期預金特別キャンペーン＝
☆3ヵ月もの円定期預金☆
年利率 2.0%（初回適用金利）

[キャンペーン期間] 平成20年6月2日～平成20年9月30日

[預入金額] 500万円以上2億円以内

*初回適用金利は初回満期日まで適用され、自動継続時には適用されません。

（自動継続時の適用金利は書替日当日の当行所定の店頭表示金利となります）

*過去1年以内にお受取りになった退職金に限ります。

問 4

下記<資料>の空欄 (ア)、(イ) に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

<資料>

国内	国内総生産 (季調・年率・兆円) (カッコ内は成長率%)		日銀短観業況判断 「良い%」-「悪い%」		景気動向 指数(CI)		生産指数			鉱工業指数 出荷		製品在庫		製品在庫 率 指数 (季調)
	名目 (00暦年連続価格)		大企業 製造業	大企業 非製造業	先行	一致	(季調)	前月 比	前年 比	前月 比	前年 比	前月 比	前年 比	
05年度	503.8(1.1)	540.7(2.4)	—	—	—	—	100.7	—	1.6	—	2.2	—	3.1	100.3
06年度	512.2(1.7)	554.1(2.5)	—	—	—	—	105.3	—	4.6	—	4.3	—	1.9	99.8
07年度	※515.3(0.6)	※563.0(1.6)	—	—	—	—	108.0	—	2.6	—	3.1	—	1.9	100.6
07年6月	※514.2(▲3.0)	※559.0(▲2.5)	23	22	99.1	105.3	106.9	0.1	1.3	0.4	2.1	▲0.1	1.0	100.9
7月	(4-6)		(6月調査)		98.4	104.7	107.0	0.1	3.1	▲0.7	2.9	0.5	1.8	99.9
8月			23	20	96.6	105.7	109.7	2.5	4.6	3.1	4.7	0.1	2.1	99.5
9月	※514.6(0.3)	※560.3(0.9)	(9月調査)		95.4	104.8	107.9	▲1.6	0.2	▲1.5	1.0	0.5	2.4	103.4
10月	(7-9)		19	16	96.2	105.5	110.0	1.9	5.3	1.6	6.3	0.7	1.8	99.1
11月			(12月調査)		94.2	104.8	108.4	▲1.5	3.2	▲0.9	3.5	0.9	2.7	101.1
12月	※514.3(▲0.2)	※564.4(2.9)	11	12	93.8	104.4	109.1	0.6	1.5	1.4	3.3	▲0.3	1.3	101.3
08年1月	(10-12)		(3月調査)		94.8	103.7	108.5	▲0.5	2.9	▲0.5	3.9	▲0.2	1.9	99.7
2月			5	10	93.1	104.8	110.2	1.6	5.1	1.2	5.8	0.1	2.3	98.3
3月	※516.7(1.9)	※569.9(4.0)	(6月調査)		90.8	102.4	106.5	▲3.4	▲0.7	▲3.9	0.1	0.1	2.1	105.3
4月	(1-3)		4	8	※92.8	※101.7	106.3	▲0.2	1.9	0.9	2.8	▲1.2	1.0	101.2
5月			(先行き)		※92.6	※103.0	※109.4	※2.9	※1.2	※2.1	※1.8	※0.5	※1.5	※101.0
(出所)	(ア)		日銀		内閣府		(イ)							

(日本経済新聞 平成20年7月7日付朝刊より抜粋)

<語群>

- | | | |
|--------------|----------|--------|
| 1. 日銀 (日本銀行) | 2. 財務省 | 3. 内閣府 |
| 4. 国土交通省 | 5. 経済産業省 | 6. 総務省 |

問5

個人向け国債の購入を検討している顧客に対して、FPが行った商品説明（下記<資料>参照）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

<資料>

[個人向け国債]		
	◆変動金利タイプ（変動10年）	◆固定金利タイプ（固定5年）
償還期限	10年	5年
発行価格	額面金額100円につき100円	
利払い	年2回	
利率	変動金利 (基準金利マイナス0.80%、最低0.05%)	固定金利 (基準金利マイナス0.05%、最低0.05%)
購入単位	額面*万円	
中途換金	発行から*年経過後から可能	発行から*年経過後から可能

1. 変動10年・固定5年ともに、額面5万円から購入が可能です。
2. 変動10年の利率は、1年ごとに見直されます。
3. 固定5年は、原則として、発行から2年経過後から中途換金が可能です。
4. 変動10年を発行から1年経過後に中途換金した場合、直前2回分の利子（税引前）相当額が差し引かれます。

問6

下記の<資料>に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る数値と語句について、それぞれの答えを解答欄に記入しなさい。なお、計算結果については小数点以下第2位を四捨五入すること。

<資料>

	A株式会社	B株式会社
株価	900円	460円
1株当たりの配当	3円	4円
1株当たりの純資産	400円	100円
1株当たりの利益	20円	30円

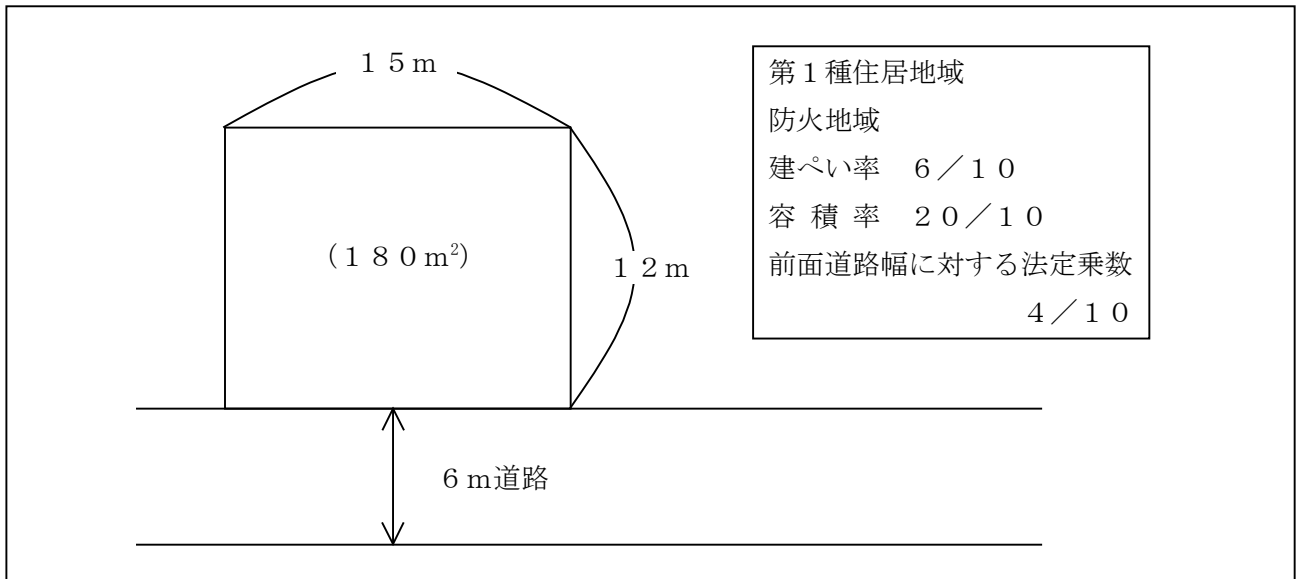
- ・ A株式会社におけるPBRは、（ア）倍である。
- ・ B株式会社における配当性向は、（イ）%である。
- ・ A株式会社とB株式会社において、ROEの視点で判断した場合、より効率的な経営ができているのは、（ウ）株式会社である。

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

建築基準法による規制に従い、下記＜資料＞の土地に耐火建築物を建てる場合、延べ床面積の最高限度を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。また、下記以外の条件は考慮しないものとする。

＜資料＞



問 8

次の<資料>は、布施さんが所有する土地登記簿の全部事項証明書の一部である。この全部事項証明書の内容に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）この土地の地番と布施道彦さん、早苗さんの住所地が異なることから、2人はこの土地には住んでいないと判断できる。
- （イ）この土地を売却するとき、布施道彦さんは債権額2,000万円を一括して、ひばり銀行に弁済する必要がある。
- （ウ）乙区に抵当権以外の権利が記載されていると、この土地を自由に使えないことがある。
- （エ）この全部事項証明書では、対象となる土地がどのような形状であるかは判断できない。

<資料>

神奈川県〇〇市××区△△一丁目31			全部事項証明書（土地）	
【表題部】（土地の表示）			調整 平成4年2月25日	地図番号 余白
【所在】××区△△一丁目			余白	
【①地番】	【②地目】	【③地積】 m ²	【原因およびその日付】	【登記の日付】
31番2	宅地	180.58	31番から分筆	昭和61年11月10日
余白	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年2月25日

【甲区】（所有権に関する事項）				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和61年11月10日 第96214号	昭和61年11月10日 売買	所有者 神奈川県〇〇市××区△△ 一丁目2番23号 川野健一 順位4番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成4年2月25日
2	所有権移転	平成15年6月21日 第63122号	平成15年6月21日 売買	所有者 神奈川県〇〇市××区△△ 一丁目3番8号 持分5分の4 布施道彦 神奈川県〇〇市××区△△ 一丁目3番8号 持分5分の1 布施早苗

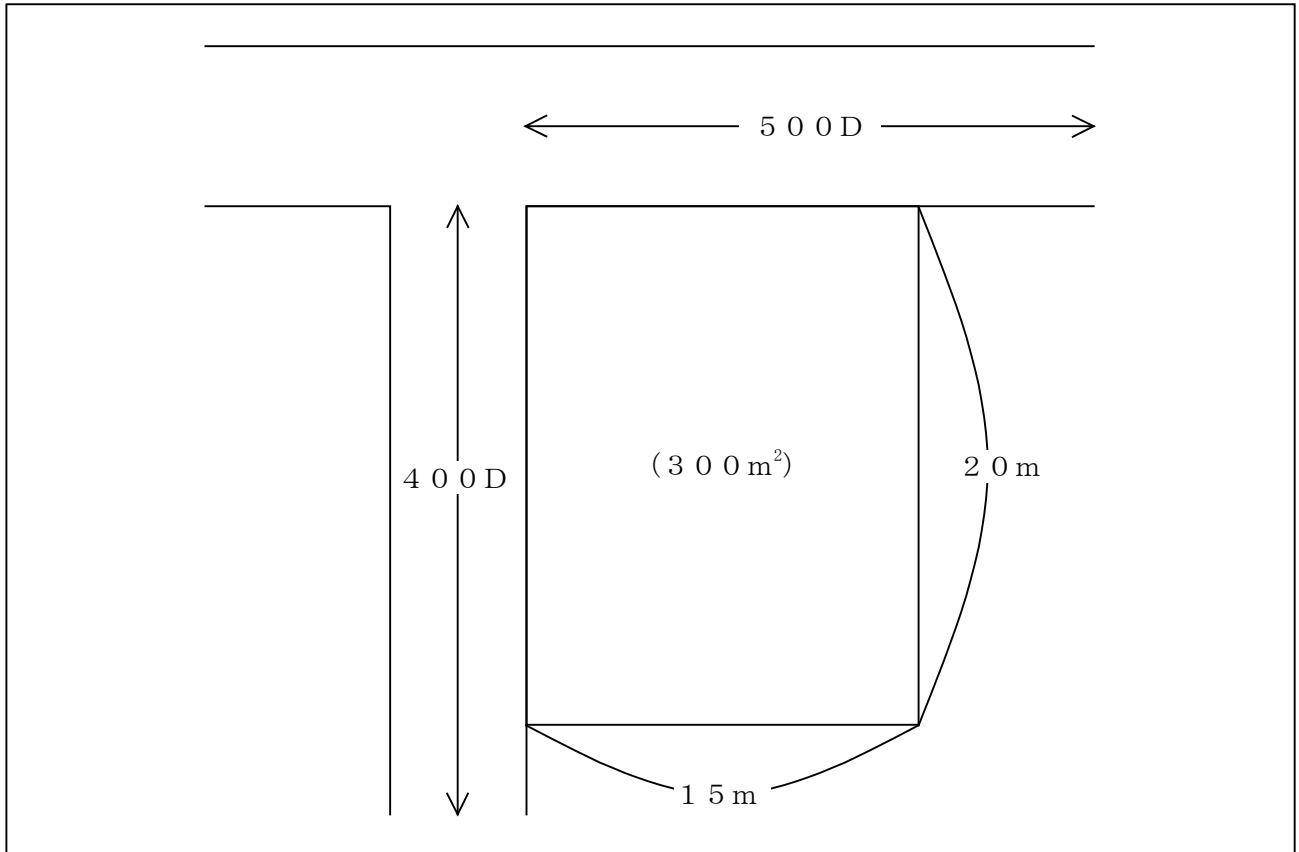
【乙区】(所有権以外の権利に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	抵当権設定	昭和61年11月10日 第96215号	昭和61年11月10日 金銭消費貸借同日設定	債権額 金2,000万円 利息 年3.50% 損害金 年14.5% (年365日日割計算) 債務者 神奈川県〇〇市××区△△ 一丁目2番23号 川野健一 抵当権者 〇〇市××区一丁目2番1号 株式会社 ひばり銀行 順位1番の登記を移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則 第2条第2項の規定により移記 平成4年2月25日
2	1番抵当権抹消	平成4年8月9日 第31637号	平成4年8月9日弁済	余白
3	抵当権設定	平成15年6月21日 第63123号	平成15年6月21日 金銭消費貸借同日設定	債権額 金1,500万円 利息 年1.75% 損害金 年14.5% (年365日日割計算) 債務者 神奈川県〇〇市××区△△ 一丁目3番8号 布施道彦 抵当権者 〇〇市△△区五丁目4番2号 株式会社 つばめ銀行

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

問9

下記<資料>の宅地（普通住宅地区内に所在）について、路線価方式による自用地としての評価額を求めなさい。なお、奥行価格補正率は（正面、側面ともに）1.0、側方路線影響加算率は0.03を使用すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<資料>



問10

会員の木村さん（個人）は、転勤のため昨年まで自宅として利用していたマンションを、平成20年1月から賃貸している。その場合の所得税の計算に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

<資料>

[前提条件] 木村さんのマンション賃貸についての情報

- ・ 現在は社宅に居住している。
- ・ 自宅として購入した当初からの住宅ローンを返済中である。
- ・ 平成20年（1月～12月）の収入（年間）
 - 家賃：144万円
 - 礼金：12万円　敷金：12万円
- ・ 平成20年（1月～12月）の支出（年間）
 - 銀行へのローン返済金額：100万円
 - 修繕費：15万円
 - 火災保険料：1万円
 - 固定資産税：13万円

1. マンションを賃貸することによる家賃収入は、不動産所得の収入金額となる。
2. 契約に際し借借人から受け取った礼金は、不動産所得の収入金額となる。
3. 銀行へのローン返済金額100万円は、すべて必要経費となる。
4. 賃貸しているマンションに係る固定資産税は、必要経費となる。

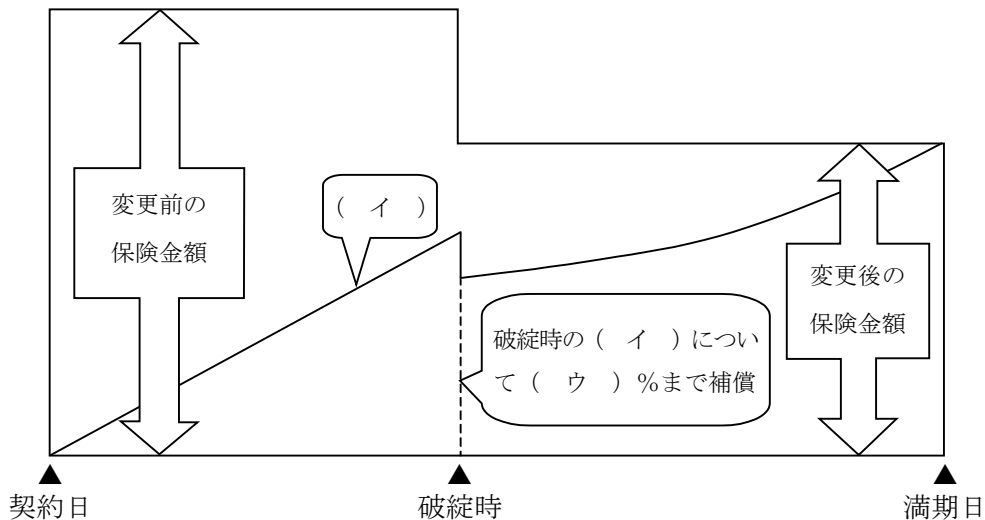
【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。

問11

生命保険契約者保護機構に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

生命保険会社の経営が万一破綻した場合には、「生命保険契約者保護機構」による契約者保護が図られる。生命保険契約者保護機構には、（ア）が会員として加入している。破綻処理の方法には、会社更生手続き（更生特例法）と行政手続き（保険業法）の2つがあるが、いずれの手続きによる場合でも、生命保険契約者保護機構により、原則として破綻した時点の補償対象契約の（イ）等の（ウ）%まで補償される。また、保険契約の移転などの際には、（イ）の削減に加えて予定利率等の契約条件変更が行われることもある。

[保険金額の変更イメージ図（養老保険）]



- | | | |
|---------------------------|--------------|--------|
| 1. (ア) 外資系を除く国内生命保険会社 | (イ) 責任準備金 | (ウ) 80 |
| 2. (ア) 国内で事業を行うすべての生命保険会社 | (イ) 解約返戻金相当額 | (ウ) 80 |
| 3. (ア) 国内で事業を行うすべての生命保険会社 | (イ) 責任準備金 | (ウ) 90 |
| 4. (ア) 外資系を除く国内生命保険会社 | (イ) 解約返戻金相当額 | (ウ) 90 |


問 1 2

会社員の中嶋宏さんが加入している生命保険（下記＜資料＞参照）に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、1、2の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。また、宏さんはこれまでにこれらの契約から保険金および給付金を一度も受け取っていないものとする。

＜資料／保険証券 1＞

保険証券記号番号 ○○△△××□□	3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険																
保険契約者 中嶋 宏 様（男性）	保険契約者印 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 中 嶋 </div>	◇主契約の適用約款 利率変動型積立終身保険 ◇契約日（保険期間の始期） 2000年11月1日 （平成12年） ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 60歳払込満了 （2034年＜平成46年＞ 10月31日）															
被保険者 中嶋 宏 様 契約年齢26歳 男性 1974年（昭和49年）9月24日生	受取割合 10割																
受取人 （死亡保険金） 中嶋 亜希子様 （被保険者との続柄） 妻 （特定疾病保障保険金） 被保険者 様	受取割合 10割																
指定代理 請求人 中嶋 亜希子 様																	
◆お払込みいただく合計保険料 毎回 ****円 社員配当金支払方法：積立配当方式 保険料払込方法：団体月払 契約時適用利率：2.5%（最低保証予定利率1.5%）＊3年ごとに見直し																	
◆ご契約内容 主契約：保険料払込期間中の死亡保障 不慮の事故で180日以内に死亡のとき：積立金×1.1倍 上記以外で死亡のとき：積立金 [積立金額] 3年経過後1.5%で推移した場合																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">経過年数</th> <th style="padding: 2px;">積立金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1年</td> <td style="padding: 2px;">30,100円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3年</td> <td style="padding: 2px;">60,200円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5年</td> <td style="padding: 2px;">151,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10年</td> <td style="padding: 2px;">340,000円</td> </tr> </tbody> </table>			経過年数	積立金額	1年	30,100円	3年	60,200円	5年	151,000円	10年	340,000円					
経過年数	積立金額																
1年	30,100円																
3年	60,200円																
5年	151,000円																
10年	340,000円																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">特約</th> <th style="padding: 2px;">保険期間</th> <th style="padding: 2px;">保険金額・基準日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">定期保険特約</td> <td style="padding: 2px;">60歳満了</td> <td style="padding: 2px;">死亡・高度障害保険金 500万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">収入保障特約</td> <td style="padding: 2px;">60歳満了</td> <td style="padding: 2px;">収入保障年金年額 240万円 ＊収入保障年金の支払回数は、契約時から1年経過ごとに1回減少します。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">特定疾病保障 定期保険特約</td> <td style="padding: 2px;">60歳満了</td> <td style="padding: 2px;">特定疾病保障定期保険特約保険金 300万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">災害入院特約 （本人・妻型） 疾病入院特約 （本人・妻型）</td> <td style="padding: 2px;">80歳満了型</td> <td style="padding: 2px;">日額 5,000円 ＊入院開始より、その日を含め5日目から支払います。 ＊手術を受けた場合、手術の種類に応じて（入院日額の10倍・20倍・40倍） の手術給付金を支払います。 ＊同一事由の1回の入院給付金支払限度は120日。通算して700日。</td> </tr> </tbody> </table>			特約	保険期間	保険金額・基準日額	定期保険特約	60歳満了	死亡・高度障害保険金 500万円	収入保障特約	60歳満了	収入保障年金年額 240万円 ＊収入保障年金の支払回数は、契約時から1年経過ごとに1回減少します。	特定疾病保障 定期保険特約	60歳満了	特定疾病保障定期保険特約保険金 300万円	災害入院特約 （本人・妻型） 疾病入院特約 （本人・妻型）	80歳満了型	日額 5,000円 ＊入院開始より、その日を含め5日目から支払います。 ＊手術を受けた場合、手術の種類に応じて（入院日額の10倍・20倍・40倍） の手術給付金を支払います。 ＊同一事由の1回の入院給付金支払限度は120日。通算して700日。
特約	保険期間	保険金額・基準日額															
定期保険特約	60歳満了	死亡・高度障害保険金 500万円															
収入保障特約	60歳満了	収入保障年金年額 240万円 ＊収入保障年金の支払回数は、契約時から1年経過ごとに1回減少します。															
特定疾病保障 定期保険特約	60歳満了	特定疾病保障定期保険特約保険金 300万円															
災害入院特約 （本人・妻型） 疾病入院特約 （本人・妻型）	80歳満了型	日額 5,000円 ＊入院開始より、その日を含め5日目から支払います。 ＊手術を受けた場合、手術の種類に応じて（入院日額の10倍・20倍・40倍） の手術給付金を支払います。 ＊同一事由の1回の入院給付金支払限度は120日。通算して700日。															
※妻の場合は、本人の入院給付金の6割の日額となります。																	

<資料/保険証券2>

保険証券記号番号 (〇〇〇) △△△△△		保険種類 ガン保険 (愛称 *****)	
保険契約者	中嶋 宏 様	保険契約者印	◇契約日 (保険期間の始期) 2002年 (平成14年) 12月1日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 終身払込
被保険者	中嶋 宏 様 契約年齢28歳 昭和49年9月24日生 男性		
受取人	(給付金) 被保険者 様		
	(死亡保険金) 中嶋 亜希子 様 (妻)	分割割合 10割	
◆保障内容 (ガン・上皮内新生物になった場合)		◆お払込みいただく合計保険料	
初めて診断されたとき	診断給付金	100万円	毎回 ****円
入院したとき	入院給付金1日につき日額	10,000円	[保険料払込方法 (回数)] 団体月払
手術したとき	手術給付金1回につき	20万円	
高度先進医療を受けたとき	技術料に応じて	6~140万円	
ガンで死亡したとき	死亡保険金	10万円	

1. 中嶋宏さんが現時点 (2008年9月) において、ガン (悪性新生物) と初めて診断されて24日間入院した場合 (手術はしていない)、保険会社から合計で (ア) 万円受け取れる。
2. 中嶋亜希子さんが、階段から転落し足を骨折して10日間入院した場合 (手術はしていない)、保険会社から給付金を (イ) 万円受け取れる。

<語群> 1. 8 3 5 3 4 1 3 4 4 3 4					
---	--	--	--	--	--

問 13

神田一朗さんは、下記の個人年金保険に月払いで加入している。この個人年金保険の税金に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、保険料負担者は神田一朗さんである。また、1～3の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

<資料・保険証券>

[個人年金保険] (一部抜粋)	
保険契約者：神田 一朗 様 被保険者：神田 弓子 様 (契約年齢40歳) [保険契約者との続柄：妻] 受取人 (年金)：神田 弓子 様 (死亡給付金)：神田 一朗 様	◇契約日 (保険期間の始期) 平成3年8月30日 ◇主契約の保険料払込期間 65歳払込満了 ◇年金種類 10年保証期間付終身年金 (定額型)
◇ご契約内容	
年金年額 (主契約) 720,000円 (65歳支給開始)	
◇その他付加されている特約・特則等	
個人年金保険料税制適格特約	

1. 年金支払い開始前に一朗さんが解約した場合、一朗さんが受け取る解約返戻金は、所得税15%、住民税5%の税率による源泉分離課税の対象となる。
2. 年金支払い開始前に弓子さんが死亡した場合、一朗さんが受け取る死亡給付金は、所得税 (一時所得) の課税対象となる。
3. 年金支払い開始時に弓子さんが受け取る年金の年金受給権の価額は、贈与税の課税対象となる。

問 1 4

保険金額 1,000 万円の火災保険を付けた保険価額 1,500 万円の（住宅）建物が半焼して、750 万円の損害を受けた場合、支払われる損害保険金として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、下記＜資料＞の保険約款（抜粋）を参照することとし、また、計算結果については、万円未満を四捨五入すること。

＜資料＞

[住宅総合保険普通保険約款（抜粋）]

（損害保険金の支払額）

第 4 条 当社が損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

2. 保険金額が保険価額の 80% に相当する額以上のときは、当社は、保険金額を限度とし、損害の額を損害保険金として、支払います。

3. 保険金額が保険価額の 80% に相当する額より低いときは、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の 80\% に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

1. 500 万円
2. 625 万円
3. 750 万円
4. 1,000 万円

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

下記の＜資料1＞＜資料2＞を基に、柴田和男さん（会社員）の平成20年分所得税の扶養控除に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、平成20年12月31日まで、家族構成は変わらないものとする。

＜資料1＞柴田和男さんの扶養親族

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	特別障害者	収入	その他
柴田 ツネ	母	昭和 5年 2月 12日	該当しない	老齢基礎年金のみ	同居
柴田 葵	子	平成 2年 12月 10日	該当しない	なし	同居
柴田 茜	子	平成 9年 8月 30日	該当する	なし	同居
柴田 遼	子	平成 15年 5月 21日	該当しない	なし	同居

＜資料2＞扶養控除の額

区分	同居特別障害者	左記以外の方
一般の扶養親族	73万円	38万円
特定扶養親族	98万円	63万円
老人扶養親族	同居老親等	58万円
	同居老親等以外の人	48万円

1. 和男さんが受けられるツネさんの扶養控除の額は、58万円である。
2. 和男さんが受けられる葵さんの扶養控除の額は、63万円である。
3. 和男さんが受けられる茜さんの扶養控除の額は、98万円である。
4. 和男さんが受けられる遼さんの扶養控除の額は、38万円である。

問 16

唐沢由美子さんは毎年、年間給与収入95万円のパート勤めをしている。ところが、平成20年12月29日に養老保険（保険期間5年超）が満期を迎える予定のため、保険金300万円が口座に入金された際、これまでのように夫が所得税の配偶者控除を受けられるかどうか不安になり、FPで税理士でもある山岸さんに相談をした。次の山岸さんの説明のうち、誤っているものはどれか。なお、由美子さんは給与収入と保険金以外の所得はないものとする。

<資料>

平成20年12月29日：養老保険の満期（満期保険金の額は300万円）

平成21年 1月 5日：養老保険の満期保険金の着金予定日

1. 養老保険の満期保険金の着金予定日が1月5日の場合でも、由美子さんの満期保険金は平成20年分の所得となる。
2. 由美子さんの給与所得は、給与収入95万円－給与所得控除65万円＝30万円と計算できる。
3. 養老保険の満期保険金の既払込保険料が240万円の場合、由美子さんの給与所得と一時所得（特別控除後、2分の1相当額）を合計すると38万円を超えるため、夫は配偶者控除を受けることができない。

問 17

会社員の多川幸一郎さん（36歳）は、平成19年の給与収入が800万円であった。幸一郎さんはワンルームマンションを1部屋所有しており、その年間家賃収入は120万円、家賃収入にかかる必要経費が70万円あり、青色申告特別控除（10万円）の適用を受けていた。幸一郎さんの平成19年の総所得金額はいくらか。なお、上記以外に他の所得はなく、また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うものとする。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額		給与所得控除額
162.5万円 以下		65万円
162.5万円 超	180万円 以下	収入金額×40%
180万円 超	360万円 以下	収入金額×30%＋18万円
360万円 超	660万円 以下	収入金額×20%＋54万円
660万円 超	1,000万円 以下	収入金額×10%＋120万円
1,000万円 超		収入金額×5%＋170万円

問 18

榊原良子さんは、自宅（所有期間約20年）を売却し老人ホームに入居することを検討しており、FPで税理士でもある加瀬さんに譲渡所得の計算をしてもらうことにした。下記の<資料>に基づき、課税長期譲渡所得金額を求めなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<資料>

[榊原さんの自宅]

土地の売却価格：6,000万円

土地の取得費：不明

譲渡費用：300万円

居住用財産等の特別控除：3,000万円

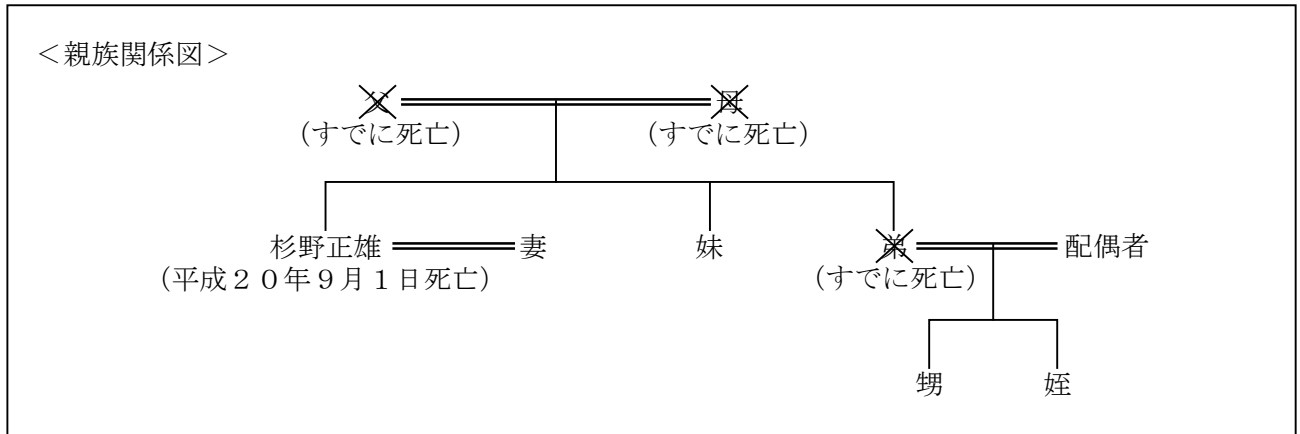
※取得費は不明のため、概算取得費を使用すること。

※建物は半年前に、すでに取り壊しているが、居住用財産等の特別控除の適用要件は満たしているものとし、所得控除は他の所得から控除するため考慮しないものとする。

【第6問】下記の（問19）～（問21）について解答しなさい。

問19

下記の親族関係図において、民法の規定に基づく法定相続分に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ数値を何度選んでもよいこととする。



杉野正雄さんが死亡した場合、相続人それぞれの法定相続分は、妻は（ア）、妹は（イ）、甥・姪はそれぞれ（ウ）となる。

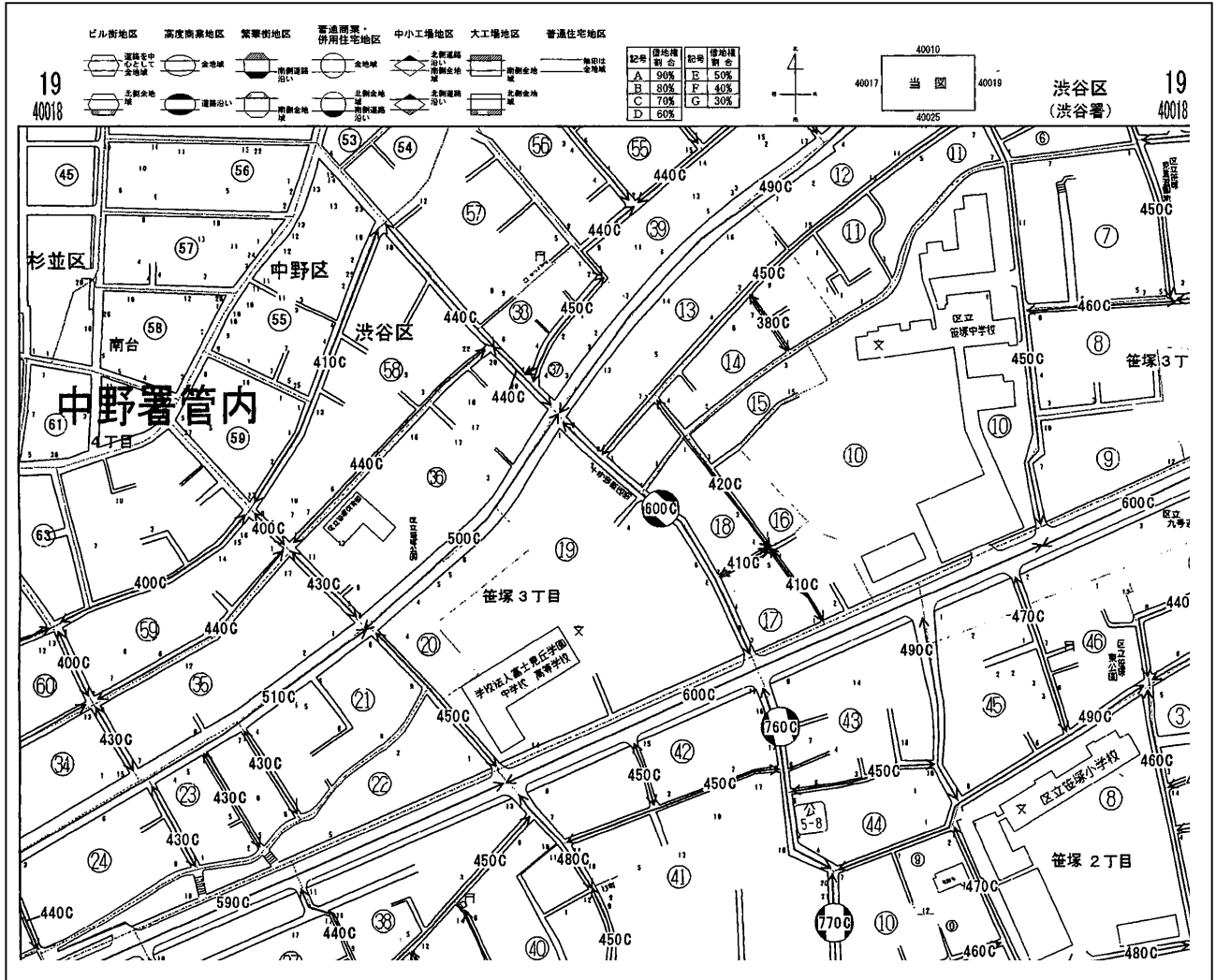
<語群>

1/2	1/3	1/4	1/6	1/8	2/3	3/4
1/12	1/16					

問 20

下記<資料>の路線価図および路線価の説明に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>



- (ア) 路線価は、毎年8月1日を評価時点としている。
- (イ) 路線価として記載されている数字は、1坪当たりの単位を千円単位で表示している。
- (ウ) 路線価図に表示してある町丁目、街区符号および住居番号は、すべて登記簿に記載されている所在地番を表示している。
- (エ) 路線価の右隣に記載されているアルファベットは、借地権割合を表示する記号である。

問 2 1

小規模宅地等についての相続税の課税価格計算の特例を適用する場合の、特例適用対象宅地・減額割合・減額となる宅地の地積に関する、下記<資料>の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

宅地の利用状況	適用対象宅地	減額割合	減額となる地積
居住用	特定居住用宅地等	80%	(ア) m ²
	その他の居住用宅地等	(イ) %	200 m ²
事業用	特定事業用宅地等 特定同族会社事業用宅地等	80%	(ウ) m ²
	その他の事業用宅地等	50%	200 m ²
貸付用	不動産貸付用宅地等	50%	200 m ²

1. (ア) 200 (イ) 50 (ウ) 240
2. (ア) 200 (イ) 80 (ウ) 400
3. (ア) 240 (イ) 80 (ウ) 240
4. (ア) 240 (イ) 50 (ウ) 400

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜荒木家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
荒木 真	本人	昭和27年7月10日	会社員
美智子	妻	昭和29年4月30日	専業主婦
美奈	長女	昭和57年1月17日	会社員

＜荒木家のライフイベント予定＞

<ul style="list-style-type: none"> ・ 真さん退職、子会社に再就職（4年後） ・ 真さん子会社を退職（9年後） ・ 美奈さん結婚（1年後） ・ 墓地購入（2年後） ・ 住宅ローン完済（5年後） ・ 自宅のリフォーム（6年後、以後定期的なメンテナンスを8年ごと） ・ 車の買替え（今年、以後7年ごと）

＜荒木家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数		現在	1	2	3	4	5	6	...	22	23
西暦（年）		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	...	2030	2031
平成（年）		20	21	22	23	24	25	26	...	42	43
年齢 家族構成	荒木 真 本人	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	...	78歳	79歳
	美智子 妻	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	...	76歳	77歳
	美奈 長女	26歳	27歳								
ライフイベント (変動率)		車の買替え	美奈さん結婚	墓地購入		真さん退職再就職	住宅ローン完済	自宅のリフォーム		自宅のメンテナンス	
収入	給与収入(夫)	—	780	780	780	2,516	516	516	...		
	公的年金等収入(夫)	—				170	170	170	...	220	220
	公的年金収入(妻)	—							...	60	60
	収入合計	—	780	780	780	2,686	686	686	...	280	280
支出	基本生活費	2%	300	306	(ア)				...	408	416
	住居費	—	75	75	75	75	75	1,325	...	125	25
	保険料	—	48	48	48	48	48	34	...	42	42
	一時的支出	1%	300	202	306				...		
	その他支出	1%	20	20	20	21	21	21	...	25	25
	支出合計	—	743	651					...	600	508
年間収支	—	37	129					...	▲320	▲228	
金融資産残高	1%	320	452					...	121	▲106	

※家族の年齢は、各年12月31日現在のものとし、平成20年を基準年とする。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

問 2 2

平成 2 0 年の荒木家の基本生活費は月 2 5 万円だが、美奈さんが結婚した翌年の平成 2 2 年からは基本生活費が月 2 1 万円（現在価値）になる予定である。キャッシュフロー表内の基本生活費の変動率 2 % を物価上昇率とした場合、キャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算結果については万円未満を四捨五入し、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

問 2 3

荒木家のキャッシュフロー表では、平成 4 3 年中に金融資産残高がマイナスになるので、対策を検討するために、金融資産を年利 2 % で運用するよう試算し直し、下記のキャッシュフロー表を作成した。（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、見直し後のキャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<見直し後のキャッシュフロー表>

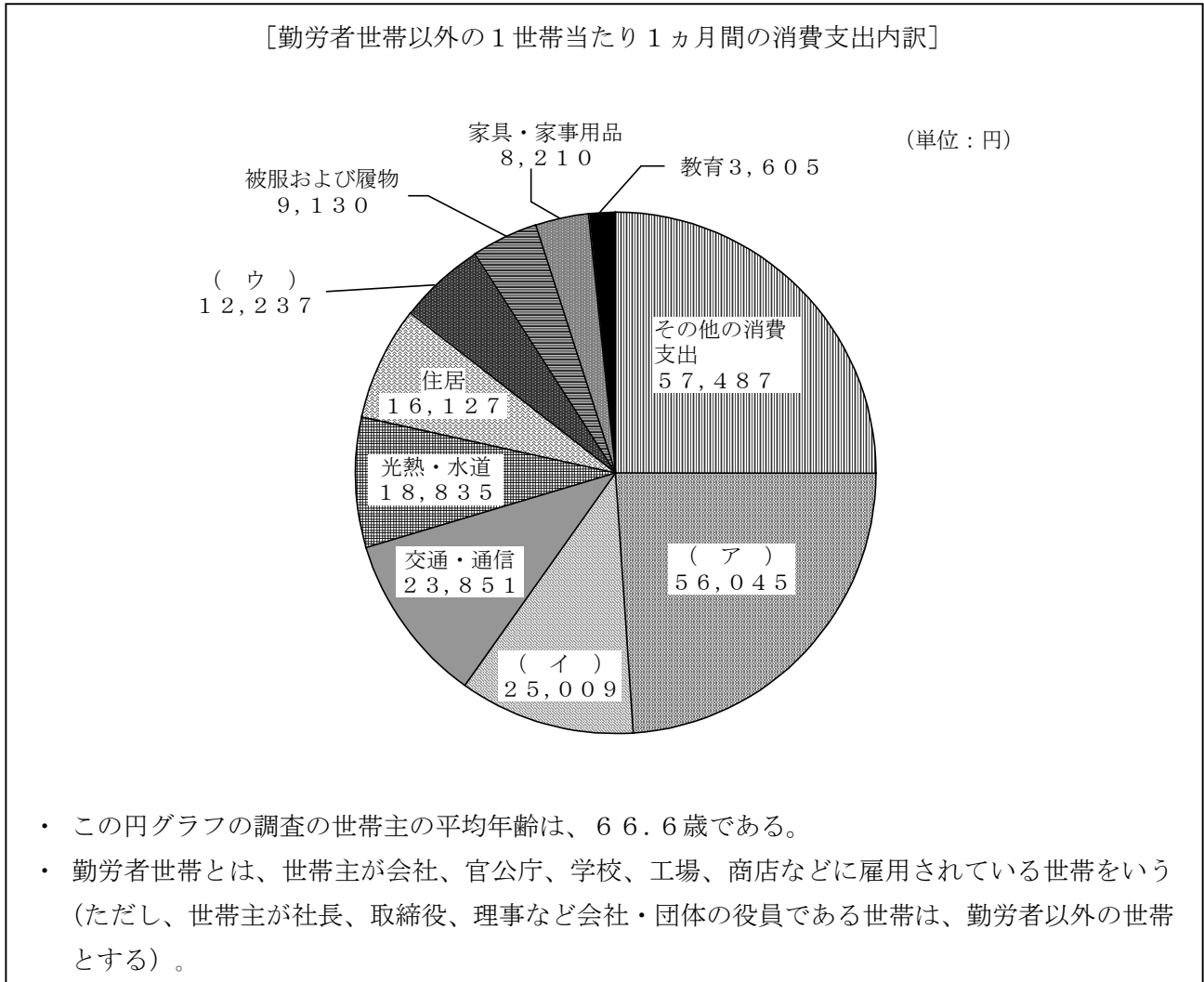
（単位：万円）

経過年数				現在	…	2 2	2 3
西暦（年）				2 0 0 8	…	2 0 3 0	2 0 3 1
平成（年）				2 0	…	4 2	4 3
家族 構成 年齢	荒木 真	本人		5 6 歳	…	7 8 歳	7 9 歳
	美智子	妻		5 4 歳	…	7 6 歳	7 7 歳
	美奈	長女	変動率	2 6 歳	…		
収 入	給与収入（夫）		—	7 8 0	…		
	公的年金等収入（夫）		—		…	2 2 0	2 2 0
	公的年金収入（妻）		—		…	6 0	6 0
	収入合計		—	7 8 0	…	2 8 0	2 8 0
支 出	基本生活費		2 %	3 0 0	…	4 0 8	4 1 6
	住居費		—	7 5	…	1 2 5	2 5
	保険料		—	4 8	…	4 2	4 2
	一時的支出		1 %	3 0 0	…		
	その他支出		1 %	2 0	…	2 5	2 5
支出合計		—	7 4 3	…	6 0 0	5 0 8	
年間収支			—	3 7	…	▲ 3 2 0	▲ 2 2 8
金融資産残高			2 %	3 2 0	…	6 0 4	(イ)

問 2 4

荒木さんは、老後の生活費を見積もるために、FPの伊藤さんに相談をした。伊藤さんが提示した下記の<資料>のうち、(ア)～(ウ)の空欄にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>



出所：総務省「平成19年家計調査」

- (ア) 食料 (イ) 保健医療 (ウ) 教養娯楽
- (ア) 保健医療 (イ) 食料 (ウ) 教養娯楽
- (ア) 食料 (イ) 教養娯楽 (ウ) 保健医療

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととする。また、計算結果については、円未満を四捨五入し、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<係数早見表（年利2.0%）>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.020	0.980	1.000	1.020	1.000	0.980
2年	1.040	0.961	0.495	0.515	2.020	1.942
3年	1.061	0.942	0.327	0.347	3.060	2.884
4年	1.082	0.924	0.243	0.263	4.122	3.808
5年	1.104	0.906	0.192	0.212	5.204	4.713
6年	1.126	0.888	0.159	0.179	6.308	5.601
7年	1.149	0.871	0.135	0.155	7.434	6.472
8年	1.172	0.854	0.117	0.137	8.583	7.325
9年	1.195	0.837	0.103	0.123	9.755	8.162
10年	1.219	0.820	0.091	0.111	10.950	8.983
15年	1.346	0.743	0.058	0.078	17.293	12.849
20年	1.486	0.673	0.041	0.061	24.297	16.351
25年	1.641	0.610	0.031	0.051	32.030	19.523
30年	1.811	0.552	0.025	0.045	40.568	22.396

<係数早見表（年利5.0%）>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.050	0.952	1.000	1.050	1.000	0.952
2年	1.103	0.907	0.488	0.538	2.050	1.859
3年	1.158	0.864	0.317	0.367	3.153	2.723
4年	1.216	0.823	0.232	0.282	4.310	3.546
5年	1.276	0.784	0.181	0.231	5.526	4.329
6年	1.340	0.746	0.147	0.197	6.802	5.076
7年	1.407	0.711	0.123	0.173	8.142	5.786
8年	1.477	0.677	0.105	0.155	9.549	6.463
9年	1.551	0.645	0.091	0.141	11.027	7.108
10年	1.629	0.614	0.080	0.130	12.578	7.722
15年	2.079	0.481	0.046	0.096	21.579	10.380
20年	2.653	0.377	0.030	0.080	33.066	12.462
25年	3.386	0.295	0.021	0.071	47.727	14.094
30年	4.322	0.231	0.015	0.065	66.439	15.372

問 2 5

近藤さんは、老後の資金準備として、毎年60万円を2種類の金融商品に分けて積立てをすることにしました。その内訳が、36万円を年利2.0%の複利運用、24万円を年利5.0%の複利運用をする場合、10年後の合計額はいくらか。

問 2 6

福沢さんは、3年後に自動車の買替えを予定しており、購入資金のうち150万円を現金で用意したい。毎年年利2.0%の複利運用をする場合、現在いくらあればよいか。

問 2 7

福沢さんは、自動車の購入資金の一部として80万円のローンを組みたいと考えている。年利5.0%で4年間で返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

【第9問】下記の（問28）～（問33）について解答しなさい。

<設例>

高梨誠さんは、MK株式会社に勤務する会社員である。妻の智子さんは、平成20年10月に第2子を出産する予定である。誠さんと智子さんは、今後の資産運用や家計の見直しについて、FPで税理士でもある霜田さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成20年9月1日現在のものである。

<家族構成>

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業
高梨 誠	本人	昭和50年6月13日	33歳	会社員
智子	妻	昭和52年12月5日	30歳	専業主婦
菜々	長女	平成17年8月16日	3歳	

<誠さんの収入金額（平成19年）>

給与収入：700万円（税込み）

<自宅>

賃貸マンション

家賃：月額10万円（管理費込み）

<職歴>

誠さん：平成10年4月1日付でMK株式会社に入社。現在に至る。

智子さん：平成12年4月1日付でMK株式会社に入社。

平成15年3月31日付で結婚のため退社。以後、専業主婦。

<高梨家の金融資産残高（時価）>

・ 誠さん名義

銀行預金（普通預金）：200万円

銀行預金（定期預金）：500万円

・ 智子さん名義

銀行預金（普通預金）：100万円

銀行預金（定期預金）：200万円

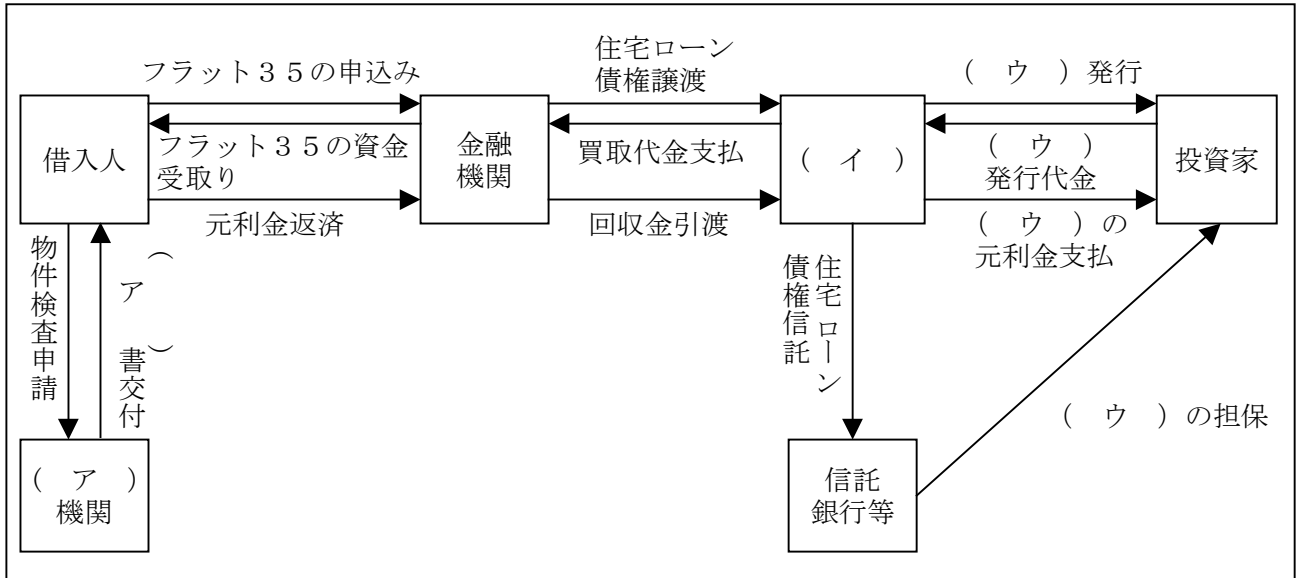
・ 現在の年間貯蓄額：100万円

<負債>

負債はない。マイホームとして4,000万円程度のマンション購入を考えている。

問 28

誠さんは、マンション取得時の住宅ローンとして、フラット35（買取型）に関心がある。誠さんは、フラット35（買取型）の仕組みについてFPの霜田さんに質問をした。霜田さんが、フラット35（買取型）の仕組みについて説明した下記の図の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。



出所元：(イ)

- <語群>
- | | | |
|---|---|-----------|
| 1. 物件検査 | 2. 適合証明 | 3. 住宅性能評価 |
| 4. 雇用・能力開発機構 | 5. 住宅金融支援機構 | 6. 都市再生機構 |
| 7. MBS (Mortgage Backed Security) | 8. CBO (Collateralized Bond Obligation) | |
| 9. CLO (Collateralized Loan Obligation) | | |

問 29

誠さんは、マイホーム購入時に利用する住宅ローンの年間返済可能額について、FPの霜田さんに質問をした。霜田さんが下記の計算式で求めた、住宅ローンの年間返済可能額はいくらか。なお、現在の年間居住費は賃貸マンションの家賃のみとし、購入後の予定年間貯蓄額を50万円、住宅ローン返済以外の年間住居費を50万円とする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

$$\text{住宅ローンの年間返済可能額} = (\text{現在の年間居住費}) + (\text{現在の年間貯蓄額}) \\ - (\text{購入後の予定年間貯蓄額}) - (\text{住宅ローン返済以外の年間住居費})$$

問 30

誠さんは、外国為替証拠金取引（FX）の店頭取引と取引所取引の課税関係の違いについて、FPの霜田さんに質問をした。霜田さんが、課税関係の違いについて説明した下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句または数値を何度選んでもよいこととする。

	店頭取引	取引所取引
差金決済による差益に対する課税	一般的には、（ア）所得として総合課税の対象となり、課税総所得金額に応じた税率で課税。	他の所得と区分し、「先物取引に係る（ア）所得等」として、所得税15%（地方税5%）の税率で課税〔（イ）課税〕。
差金決済による差損が生じた場合	（ア）所得内での損益の通算は可能だが、他の各種所得との損益通算はできない。 取引所取引に係る「先物取引に係る（ア）所得等」の金額との損益通算はできない。	他の「先物取引に係る（ア）所得等」と損益の通算は可能。「先物取引に係る（ア）所得等」以外の所得の金額との損益通算はできない。 他の「先物取引に係る（ア）所得等」と通算してもなお引き切れない損失の金額は、一定の要件の下、翌年以後（ウ）年内の各年分の「先物取引に係る（ア）所得等」の金額から控除することができる。

< 語群 >

譲渡	一時	雑	申告分離	源泉分離	総合
3	4	5			

問 3 1

誠さんは、智子さんが10月に出産予定のため、家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金」という）の事前の請求手続きをしようと考えている。出産育児一時金の事前申請に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、誠さんの会社の健康保険は、政府管掌健康保険である。

1. 出産育児一時金の事前申請を行うことができるのは、出産予定日まで1ヵ月以内の被扶養者を有する者である。
2. 出産育児一時金の事前申請書は、社会保険事務所に提出する。
3. 医療機関から実際に分べんの費用が35万円以上かかるといわれた場合は、この制度は利用できない。
4. 出産育児一時金の事前申請の際には、母子健康手帳やその他出産予定日を証明する書類を提示するかその写しを添付する必要がある。

問 3 2

誠さんは2人目の子どもが生まれると、これから医者にかかる機会もより増えると思い、医療費の自己負担割合について、FPの霜田さんに質問をした。霜田さんが示した、下表の空欄（ア）、（イ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ数値を何度選んでもよいこととする。

<平成20年度の医療費の自己負担割合>

年 齢	負担割合	
義務教育就学前	(ア) 割	
義務教育就学以後～ 70歳未満	3割	
70歳以上 75歳未満	一般	1割
	現役並み所得者	(イ) 割

<語群>

1 2 3 4 5 6

問33

智子さんの母親の洋子さんは、昭和20年10月10日生まれで、今年63歳になる。洋子さんは、63歳になったところで老齢基礎年金の繰上げ請求をしたいと考えている。洋子さんが平成20年10月中に繰上げ請求をした場合、受給できる額として、正しいものはどれか。

<洋子さんの国民年金加入歴>

第1号被保険者：昭和46年6月～昭和61年3月 14年10ヵ月

第3号被保険者：昭和61年4月～平成17年9月 19年 6ヵ月

※上記加入期間に保険料免除期間および未納期間はないものとする。また、被用者年金制度の加入期間はないものとする。

<資料>

- ・ 繰上げ受給減額率

昭和16年4月2日以降生まれの人

「 $0.5\% \times$ 繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数」

- ・ 老齢基礎年金 平成20年度価格（満額）792,100円
- ・ 年金額の端数処理

計算過程においては、円未満を四捨五入し、繰上げ受給の老齢基礎年金の年金額については50円未満の端数が生じたときは、これを切捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

1. 516,700円
2. 557,500円
3. 598,300円
4. 679,800円

【第10問】下記の（問34）～（問40）について解答しなさい。

＜設例＞

民間企業に勤務している大泉百合子さんは、つい最近、夫の純一さんが亡くなり、今後の生活等に関して途方に暮れている。そこで、FPで税理士でもある杉村さんに相談をした。なお、下記のデータのうち、「Ⅱ．財務データ」はいずれも平成20年9月1日現在のもの（純一さんが亡くなる前のもの）である。

I．大泉家のデータ

＜家族構成＞

大泉 百合子（53歳）会社員 昭和30年6月12日生まれ 純一さんの妻

大泉 由香里（22歳）大学生 昭和61年5月11日生まれ 長女

大泉 さつき（17歳）高校生 平成 3年7月30日生まれ 二女

注1：百合子さんの夫（純一さん）は、非上場会社であるMT社の役員であったが、平成20年9月5日に病気により急死した（享年57歳）。なお、純一さんの死因は、業務に起因するものではない。

Ⅱ．財務データ

＜保有財産（時価）＞

（単位：万円）

所有者（名義）	純一さん	百合子さん
金融資産		
預貯金等	1,230	450
MT社株式	300	—
生命保険（解約返戻金相当額）	各自計算	各自計算
不動産		
土地（自宅敷地）	4,500	—
家屋（自宅）	1,000	—
動産等（家具・自動車等）	200	100

＜負債残高＞

住宅ローン：1,200万円（債務者は純一さん）

自動車ローン：100万円（債務者は純一さん）

教育ローン：160万円（債務者は純一さん）

カードローン：30万円（債務者は百合子さん）

注2：住宅ローンは団体信用生命保険付きであるが、それ以外には団体信用生命保険は付保されていない。

<生命保険>

(単位：万円)

保険種類	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額	備考
定期保険A	純一	純一	百合子	2,000	0	グループ保険
定期保険B	純一	純一	百合子	3,000	0	
終身保険C	百合子	百合子	純一	500	250	
養老保険D	純一	由香里	純一	300	280	
養老保険E	純一	さつき	純一	300	160	
変額年金F	純一	百合子	純一	—	160	一時払い

注3：解約返戻金相当額は、平成20年9月1日時点で解約した場合の金額である。

注4：定期保険Aは、純一さんの会社のグループ保険である（保険料は純一さんが負担）。

注5：すべての契約に関して、契約者がすべての保険料を負担している。

<純一さんの死亡退職金等>

死亡退職金：1,800万円

弔慰金：200万円

支払日：平成21年3月（予定）

役員在職年数：10年（MT社における勤続年数は35年6ヵ月）

注6：死亡退職金等は、百合子さんが全額受け取るものとする。

<その他>

純一さんの相続に関して、相続の放棄等はないものとする（単純承認するものとする）。また、遺産分割はまだ行われていない。

上記以外については、各設問において特に指定のない限り一切考慮しないこと。

問34

F Pの杉村さんは、まず、純一さんの死亡前（平成20年9月1日時点）の大泉家のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）の金額を計算しなさい。なお、純一さんの死亡に伴う資産・負債状況の変化については一切考慮せずに解答すること。

<大泉家のバランスシート>

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××	自動車ローン	×××
非上場株式	×××	教育ローン	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××	カードローン	×××
不動産		負債合計	×××
土地（自宅敷地）	×××	[純資産]	(ア)
家屋（自宅）	×××		
動産等	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問35

F Pの杉村さんは、純一さんの死亡直後に百合子さんが保有する現預金の額を、下記の計算過程に従って計算することとした。この場合の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、その番号のみを記入しなさい。

注1：保険金、死亡退職金等の入金、葬式費用（香典の受取りおよび香典返し等の支出を考慮した正味の支出額である）等の諸費用の出金は、すべて純一さんの死亡直後に発生したものとして計算している。また、平成20年9月1日から純一さんの死亡時まで、＜設例＞の財務データに変化はないものとする。

注2：純一さん名義の債務で、純一さんの死亡後に残存するものは、純一さんの死亡直後に全額繰上げ返済するものとする。

注3：相続税、所得税等の税金については考慮していない。

<計算過程>

- (A) 百合子さん名義の預貯金等
- (B) 純一さん名義の預貯金等
- (C) 百合子さんが受け取る生命保険金：（ア）万円
- (D) 百合子さんが受け取る死亡退職金、弔慰金の合計額
- (E) 葬式費用およびその他諸費用：300万円
- (F) 純一さんの死亡により繰上げ返済する債務の額：（イ）万円
- (G) 合計額 = A + B + C + D - E - F = （ウ）万円

<語群>

- | | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1. | 260 | 2. | 290 | 3. | 1,460 | 4. | 3,000 |
| 5. | 5,000 | 6. | 5,800 | 7. | 6,120 | 8. | 8,120 |
| 9. | 8,920 | | | | | | |

問36

純一さんの死亡により、百合子さんに支払われる役員退職金および弔慰金の税務上の取扱いとして、正しいものはどれか。なお、純一さんの平成20年の役員報酬は、月額70万円、平成20年6月に支給された役員賞与は150万円であった。

1. 百合子さんの受け取る役員退職金は相続税の課税対象となるが、一部は非課税となるため、相続税の課税価格に算入される金額は300万円である。
2. 百合子さんの受け取る役員退職金は相続税の課税対象となるが、一部は非課税となるため、相続税の課税価格に算入される金額は500万円である。
3. 百合子さんの受け取る役員退職金は、純一さんの退職所得となるため、相続の開始を知った日から4ヵ月以内に準確定申告をしなければならない。
4. 百合子さんの受け取る役員退職金は、純一さんの退職所得となるが、退職金の金額が退職所得控除以下であるため、準確定申告をする必要はない。

問37

百合子さんは、純一さんの所有していたMT社の株式について、同社の社長であり個人株主である亀田さん（発行済み株式の80%を保有している）から、売却して欲しいとの要請を受けている。百合子さんは、MT社の経営に携わるつもりはないので、全株式を亀田さんに売却しようと考えている。これに関するFPの杉村さんの説明のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

買主：亀田静雄（純一さんおよび百合子さんの親族ではない）

売却株式数：1万株

売却価格：1株当たり300円

純一さんの取得価額：1株当たり50円

売却時期：平成20年12月

注1：純一さんの相続税の課税価格の計算における評価額は、1株当たり100円とする。

注2：MT社の1株当たりの資本金等の額は50円である。

注3：手数料等および「相続税の取得費加算の特例」については考慮しないこと。

1. 「MT社株式1万株の売却益200万円は、株式等の譲渡所得として申告分離課税の対象となります。」
2. 「MT社株式1万株の売却益250万円は、株式等の譲渡所得として申告分離課税の対象となります。」
3. 「MT社株式1万株の売却益200万円は、みなし配当に該当しますので、配当所得として総合課税の対象となります。」
4. 「MT社株式1万株の売却益250万円は、みなし配当に該当しますので、配当所得として総合課税の対象となります。」

問38

8月に満期を迎えた下記の外貨預金の税引後年利回り（円ベース）として、正しいものはどれか。

<資料>

[外貨預金の明細]

預入額 : 20,000米ドル

預入期間: 2008年3月26日~2008年8月19日 (146日間)

預金金利: 2.00% (年)

預入日為替レート: 仲値=99.00円

満期日為替レート: 仲値=97.00円

注1: 利息計算は、年365日として計算すること。

注2: 為替手数料 (仲値とTTS、TTBとの差額) は、それぞれ1円とする。

注3: 税額を計算する必要がある場合には、便宜上、外貨建ての利息額の20%が源泉徴収されるものとして計算すること。

注4: 端数処理

円については、円未満を切り捨てること。

米ドルについては、小数点以下第3位を四捨五入すること。

利回り (%) については、小数点以下第3位を四捨五入すること。

1. ▲2.46%
2. ▲3.39%
3. ▲8.08%
4. ▲8.46%

問 39

百合子さんは、65歳から受給できる年金についてFPの杉村さんに質問をした。杉村さんが示した下記のイメージ図のうち、百合子さんが65歳から受給できる年金の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、純一さん死亡による遺族厚生年金は月額8万円で、百合子さんの老齢厚生年金は月額2.5万円であるものとする。

1.

遺族厚生年金
老齢基礎年金

2.

遺族厚生年金
老齢厚生年金
老齢基礎年金

3.

老齢厚生年金
老齢基礎年金

問 40

大学生である長女の由香里さんは、国民年金保険料の学生納付特例制度を申請して認められている。学生納付特例制度に関する次の説明のうち、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (ア) 特例期間については一部減額されるものの、老齢基礎年金の年金額に反映される。
- (イ) 学生納付特例の申請は、一度行えば、大学在学中は自動的に納付が猶予される。
- (ウ) 特例期間中に初診日のある傷病により、一定の障害の状態になったときには、保険料納付要件等の所定の要件を満たしていれば、障害基礎年金を受給することができる。
- (エ) 将来、満額の老齢基礎年金を受給するためには、学生納付特例を受けた月から5年以内に保険料を追納しなければならない。